

Z会の教室 受講約款

本約款は株式会社Z会エデュースが提供する講座・コースの契約の内容（受講に関する取り決め）を記載したものです。内容をよくお読みいただき大切に保管してください。

第1条 サービス提供者

名称 株式会社Z会エデュース（以下、「甲」という）
代表者 代表取締役社長 島田 良一
住所 静岡県三島市文教町1-9-11

Z会の教室	首都圏地区本部	03-6630-3077
Z会の教室	静岡県本部	055-976-8942
Z会の教室	関西圏地区本部	06-6375-2828

第2条 契約の成立

契約者（以下、「乙」という）が行わなければならない契約に必要な手続は以下の通りです。なお、契約者は、受講生が未成年の場合は、受講生の保護者の方、受講生が18歳、19歳の場合は、受講生の保護者だった方と受講者本人の両者となります。

- (1) 乙は、本約款および『本科生受講の手引』『季節講習受講の手引』（以下、合わせて「手引」という）の内容を承諾のうえ、「入会書兼契約書」に必要事項をご記入いただき、ご提出ください。必要事項が記載された「入会書兼契約書」を甲が受理した時点で契約が成立します。
- (2) 乙は、入会金・受講料を指定された納入方法で納入期限までにお支払いください。
- (3) 乙は、「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、甲にご提出ください。

第3条 サービスの内容

甲は、小学生対象の中学受験（受験）に向けた学習指導と、小学生・中学生・高校生対象の高校受験・大学受験に向けた学習指導を行います。乙が選択した講座・コースについてサービスを提供します。講座・コースごとの具体的な指導内容については、別冊の『本科パンフレット』『季節講習パンフレット』（以下、合わせて「パンフレット」という）またはZ会Webサイト（<https://www.zkai.co.jp/juku/>）でご確認ください。

第4条 入会金・受講料のお支払いの時期と方法

入会金・受講料のお支払いの時期と方法は、手引でご確認ください。料金表は、パンフレットまたはZ会Webサイト（<https://www.zkai.co.jp/juku/>）でご確認ください。

2. 第6条、第7条に定める場合を除き、入会金・受講料の返金は致しかねます。

第5条 契約期間

契約期間は、ご契約日からZ会の教室の退会日までとなり、季節講習を含みます。季節講習のみ受講する場合の契約期間は、乙が申し込んだ季節講習の受講期間となります。

第6条 クーリング・オフ

契約書面（「入会書兼契約書」）を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面または電磁的記録により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。

2. 前項にかかわらず、乙は、甲が特定商取引法（以下、「法」といいます）第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または甲が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、甲が交付した法第48条第1項の書面を乙が受領した日から起算して8日を経過するまでは、乙は書面または電磁的記録によって契約を解除することができます。
3. 第1項または前項の契約の解除は、乙が契約を解除する旨を記載した書面または電磁的記録を発信した時にその効力を生じます。
4. 第1項または第2項の契約の解除があった場合には、甲は乙に対し、損害賠償または違約金の支払を請求することはありません。

5. 第1項または第2項の契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づき役務が提供されたときにおいても、甲は、乙に対し、当該役務の対価その他の金銭の支払を請求することはありません。
6. 第1項または第2項の契約の解除があった場合において、当該契約に関連して金銭を受領しているときは、甲は、乙に対し、速やかに、その全額を返還します。
7. 電磁的記録（電子メール）によるクーリング・オフをご希望の場合は、下記までご連絡をお願いいたします。
ご連絡先 z_educ@ml.zkai.co.jp

第7条 中途解約

- クーリングオフ期間経過後に年度の途中での解約を希望する場合は、解約を希望する月度または季節講習の講座変更締切日（各講座・コースの手引参照）までにご連絡ください。中途解約の手続をとります。
2. 中途解約となった場合、解約を希望する月度または季節講習以降分の料金はいただきません。すでにお支払いいただいている受講料がある場合は、返還いたします。
 3. 返還金がある場合には、乙から中途解約の申し出をいただき、返金先の銀行口座をご連絡いただいてから30日以内に、ご指定銀行口座にお振込にて返還いたします（ただし、返金にかかる振込手数料は乙の負担とします）。

第8条 受講講座の変更など

- 受講講座の変更は変更希望の月度または季節講習の講座変更締切日（各講座・コースの手引参照）までにご連絡ください。
2. 住所や電話番号などが変更になった際は、速やかにその旨をご連絡ください。

第9条 季節講習・特別講座

季節講習（春期・夏期・冬期・直前）や特別講座を実施します。各講座の内容・受講料・申込方法については、その都度別途ご案内いたします。

第10条 授業の中止等

- 都合により、代講または休講とする場合があります。
2. 甲は、台風・地震・大雪等の自然災害や交通機関の事故等、甲の責に帰さない事由により授業・サービスが休講・変更・延期・中止となった場合、可能な範囲で代替となる授業・サービスを設定します。
 3. 前項の場合に、発生した乙の損害について、甲は前項の措置を超えた一切の責任を負わないものとします。
 4. 甲は、甲の責に帰すべき事由により授業・サービスが休講・変更・延期・中止となった場合、乙が代替となる授業・サービスを受講できない、または講師の都合等により代替となる授業・サービスを設定できないときは、乙の受講できない授業・サービス分の受講料を算出し返金いたします。
 5. 各授業とも申込人数が一定数に満たない場合、開講を延期または中止することがあります。延期・中止の場合は、申込時に記載された乙の連絡先へ、授業開始前までにご連絡します。

第11条 個人情報の取り扱いについて

乙は甲との契約締結にあたり「個人情報の取り扱いについて」の内容にご同意ください。「個人情報の取り扱いについて」は手引またはZ会Webサイト（<https://www.zkai.co.jp/home/policy/educ/>）でご確認ください。

第12条 除籍・損害賠償

- 受講料等を2カ月以上滞納した場合には、受講を停止し、除籍処分とします。
2. 素行に著しく大きな問題がある場合や、本約款および手引記載の条項に違反する行為が繰り返される場合には、退会を勧告し除籍処分とします。
 3. 教室の設備や備品を、破損等させた場合には、修繕のための費用を賠償していただくことがあります。